

| 令和 7 年度 第 3 回練馬区介護保険運営協議会 会議要録 |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時                            | 令和 7 年 5 月 14 日（水） 午後 5 時 30 分から午後 7 時 00 分                                                                                                                                                                                                                                    |
| 場 所                            | 練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 出席者                            | <p>（委員 24 名）</p> <p>会長、内藤会長代理、石原委員、岩月委員、岩橋委員、太田委員、河原委員、小山委員、竹中委員、野間委員、細山委員、下郡山委員、関口委員、山崎委員、奈良委員、臼井委員、高原委員、中村委員、加藤（雄）委員、志寒委員、永沼委員、石川委員、加藤（均）委員、早瀬委員</p> <p>（区幹事 5 名）</p> <p>高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、地域医療課長、ほか高齢社会対策課職員 4 名</p>                                         |
| 傍聴者                            | 1 名                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 題                            | <p>（１）第 9 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主な取組事業の進捗状況報告</p> <p>（２）介護人材対策の充実について</p> <p>（３）光が丘医療福祉プラザの開設について</p> <p>（４）地域団体等による高齢者の通いの場の充実について</p> <p>（５）介護保険認定審査期間の公表について</p> <p>（６）介護保険料における所得基準額の一部改正等について</p>                                                                        |
| 資 料                            | <p>1 次 第</p> <p>2 委員名簿および座席表</p> <p>3 資料 1 第 9 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主な取組事業の進捗状況報告</p> <p>4 資料 2 介護人材対策の充実について</p> <p>5 資料 3 光が丘医療福祉プラザの開設について</p> <p>6 資料 4 地域団体等による高齢者の通いの場の充実について</p> <p>7 資料 5 認定審査期間等の公表について</p> <p>〔参 考〕</p> <p>1 介護保険状況報告（3 月分）</p> <p>2 すぐわかる介護保険</p> |

## 1 開 会

### 【会長】

ただ今より、第3回練馬区介護保険運営協議会を開催します。委員の出席状況、傍聴者の状況の報告および配付資料の確認を事務局からお願いします。

### 【事務局】

＜出席状況、傍聴者の状況の報告、配付資料の確認＞

### 【会長】

医療保険者および福祉関係団体の職員の選出区分で委員に変更がありました。委員よりひと言お願いいたします。

### 【委員】

＜委員就任の挨拶＞

### 【委員】

＜委員就任の挨拶＞

## 2 議 題

### 【会長】

それでは、次第に従いまして、議題に入ります。

議題（１）「第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主な取組事業の進捗状況報告」について、高齢社会対策課長より説明をお願いします。

### 【高齢社会対策課長】

＜資料1 「第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主な取組事業の進捗状況報告」の説明＞

### 【会長】

ご質問、ご意見はありますか。練馬区社会福祉事業団も研修等をやっているから、取組事業との関係はいかがですか。

### 【委員】

私どもの練馬区社会福祉事業団で研修センターを運営させていただいております。

人材確保という観点からは、ハローワークとも連携して就職相談会を行うほか、人材の定着のためこことからだの相談窓口を実施し、電話相談を含めてサポートをしていく体制になっています。ハローワークとの協働での開催イベントでは、多くの方々や事業所に参加していただいているという状況があります。

一方で、初めて介護業界に就職された方の中には、現場での対応や業務内容に戸惑いを感じるケースも多く、相談も多岐にわたっています。特に、お客様への対応方法や、決められた枠組みの中での支援の進め方などに関するご相談が寄せられており、心のケアに関する個別具体的な相談も、年々少しずつ増加している状況です。

#### 【会長】

行政と練馬区社会福祉事業団の役割分担は今後の大きなテーマになりますので、ご検討いただければと思います。また、街かどケアカフェというと、地域サロン型等もあるため、練馬区社会福祉協議会とも結びついているところではないかと思います。説明や社会福祉協議会として取り上げようとしていることなどがありましたらご発言いただきたいと思います。

#### 【委員】

今のところ練馬区社会福祉協議会による街かどケアカフェの運営はありませんが、大泉ボランティア・地域福祉推進コーナーを運営していて、地域の方々の様々な相談を受けています。この4月から街かどケアカフェと地域包括支援センターと一緒にフロアに同居するということになったので、街かどケアカフェに来た方が相談をする、ボランティアコーナーに来た方が街かどケアカフェや地域包括に相談に来るというような相乗効果を期待しています。

#### 【会長】

街かどケアカフェのほかにも、ふれあい・いきいきサロンなど、伝統的な地域活動は、社会福祉協議会が得意とする分野です。サービスの分類上は異なるものとされる場合もありますが、担い手が重なることもあるため、今後の調整や協働は社会福祉協議会側からも検討していただければと思います。

#### 【委員】

人材育成の件に関して、区、社会福祉事業団や社会福祉協議会は連携していると思いますが、各民間事業者との連携について教えていただければと思います。

#### 【高齢社会対策課長】

まず、研修センター事業ですが、こちらは区の事業で練馬区社会福祉事業団に委託して運営を行っています。運営に当たっては、研修センター運営協議会という会議体で民間の事業者の方にも委員として出席いただき、様々なご意見をいただきながら研修センターの運営を行っています。

また、練馬区介護サービス事業者連絡協議会（以下「事連協」という。）とも定期的に意見交換をさせていただいています。資料2で説明させていただきますが、新たな介護人材対策事業についても事連協と様々な意見交換をさせていただいた上で実施するものです。民間の事業者のご意見を大事にしながら区としても様々な事業施策を行っています。

#### 【会長】

事連協との関わりを持っている方はいらっしゃいますか。

### 【委員】

事連協で会長をしています。先ほどの研修センター運営協議会に委員として参加して、様々な意見をお話しさせてもらっています。また、研修センターが行う様々な人材確保事業に関しては、毎回研修後に我々事連協と反省会等を行っています。

### 【会長】

特に練馬区の事連協はつながりが強いと思うので、事連協での議論も時々本協議会に出していただければと思います。また、人材が区外に流出しない仕組みも検討されていたかと思いますので、ぜひ積極的にご発言いただければと思います。

### 【委員】

人材育成、介護職員を養成するとのことで、光が丘福祉専門学校は大きな動きだと思います。

一方で、介護福祉士養成校がここ3年間で35校減っている実態があります。若い方がなかなか入学を希望しない背景には、賃金が低いことが要因になっていると考えています。全産業に対する平均賃金と比べて、介護職員は8万3,000円低い。東京都も1人2万円の補助を行っているようですが、区としても、賃金の上乗せ等、厚い待遇ができないのかと思います。

もう1点、ヤングケアラーや働きながらご家族の介護を担う「ビジネスケアラー」への支援も今後ますます重要になってくると感じています。例えば、親の介護のために正規職員から非正規職員に変わり、収入が半分以上になってしまう方もいらっしゃいます。このような状況が続くと、将来的に介護を担っている方の年金額が少なくなることも懸念されます。介護を行う方々へ支援の充実が必要ではないかと考えています。

### 【高齢社会対策課長】

1点目の介護人材についてです。委員のご発言のとおり、介護職員の新卒者、いわゆる専門学校や大学を卒業された方々の確保が非常に難しい状況になっています。光が丘に開設した専門学校においても、外国人留学生が多く在籍している状況があります。

介護人材に若い方が集まらない理由の一つとして、やはり賃金の低さがあるかと思います。賃金の問題については、国と都と区それぞれの役割があると思いますが、介護報酬については、制度設計した国の責務だと考えています。東京都では、居住支援手当として、職員に対して住まいの手当を独自に出していますが、国が本来やるべきものだという認識で行っているところです。

区としては、処遇改善について、引き続き、国に対して声を上げて要望していきたいと思っています。

### 【高齢者支援課長】

介護と就労との両立支援について、お話をさせていただきます。

国としても両立支援が重要な課題だと捉えていて、事業主に対して両立支援についての就業規則を決めることを義務づけて、事業者に対する支援制度の充実に取り組んでいます。

ただ、練馬区としては、家族だけで抱え込んで介護をするのではなく、適切なサービスを利用いただき、その方が仕事を続けられるようにサポートしていくよう、まずは地域包括支援センターでご相談を

受けています。また、「仕事をつづけながら介護をするために」というリーフレットを作成し、介護をされている方にお渡しする、事業主の方に渡すよう中小企業の支援事業を行う部署と連携して、練馬区内の事業所にもチラシを配布するという取組を進めています。

仕事をしながら介護を行うことは大変だと思いますが、区としては、様々なサービスやネットワークを使って当事者やその家族を支えていきたいと考えています。

#### 【会長】

介護を行う方々の支援は重要な課題になります。

一方で、その方々の生活支援も課題です。8050 問題も課題であり、生活困窮の支援として展開していくことも考えられると思います。総合事業で NPO や様々な形でボランティアなど、専門的な方たちだけではなく、それ以外の方たちが酷使されないように地域のネットワークやボランティアも含めた取組は大事になると思うので、社会福祉協議会も含めて検討していただければと思います。

あと、東京都が賃金の上乗せを行っていますが、あまり決定的な効果が出ていないと思います。そのような場合に、東京都の上乗せに更に練馬区が上乗せして生活支援を行うことは考えられると思いますか。

#### 【会長代理】

基本給を上げるには介護報酬を上げなければいけないわけですが、全国でやるには莫大な予算が必要なので、なかなか進まないと思います。採用の支援や居住の支援を行っていることや賃金以外の支援が行われていることを強調していかなければならないのではないかと思います。

ただ、東京都で上乗せを行っていますが、東京都に人材が集まってしまうため、周辺の自治体からは厳しい目で見られているという現状もあります。

#### 【会長】

これは本当に深刻な問題です。私自身も要介護になったら面倒を見てもらえるのかという不安があるので、今期の議論として正念場になると思います。ぜひ議論を積み重ねていただきたいと思います。

#### 【高齢社会対策課長】

<資料2 「介護人材対策の充実について」の説明>

#### 【会長】

ご質問、ご意見はありますか。

4 ページの調査結果では、「訪問介護員が不足気味であり、事業所運営に支障を感じることもある」という方が 30% ぐらいいるとのこと。これは、事業の継続ができない場合も十分想定される場所だと思います。事業者の皆様の実感を教えていただけますか。

#### 【委員】

訪問介護事業所を運営しています。

このアンケートのとおり 50 代、60 代、70 代の訪問介護員がおられ、練馬区もかなり多くいらっしゃる

います。国が統計を取っても大体 60 代以上が多いという結果が出ると思います。登録ヘルパーは大体パートで働いているため、50 代、60 代の方が大体半年に 1 回または年に 1 回雇用を更新しますが、更新のたびに我々事業者間でも人がいないということで悩んでいます。

あと、資料 2 の介護人材の充実について、1 番、3 番、4 番に関しては我々事連協から提案させていただき、令和 7 年度から予算化、実行していただけることになりました。訪問介護人材が足りないということで、1 番の「訪問介護採用応援補助事業」は近隣の他区で実施していない施策かと思いますので、ありがたいことだと思っています。他の委員の皆様にもご理解いただければと思います。

#### 【委員】

私たちケアマネジャーとしては、ヘルパーを探しても見つからないケースも多くあります。60 代以上のヘルパーがほぼ半分 50% ぐらいになっているので、事業者はいるのにおむつ交換や重いものを持てるヘルパーがいないと言われてしまうといった現状があります。

あわせて、ヘルパーを 5 年ほど経験してからケアマネジャーになる方が多いので、さらにケアマネジャーの高齢化が進んでいます。アンケートによると、ケアマネジャーの方は、既に 60 代以上の方が半分以上、50 代以上だと 70%、80% といった状況にあります。10 年後にはケアマネジャーがどのぐらいいるのか、新しい方々がどれぐらいなれるのかと危惧しています。

#### 【会長】

かなり厳しい現実があると思います。財源がないことが理由かと思いますが、それでいて報酬の単価が下がるなど、困っている事業所が出てきています。練馬区も国や都に働きかけているかと思いますが、抜本的に、練馬区もしくは周辺の自治体が協力して行う取組などは考えられないでしょうか。

#### 【高齢施策担当部長】

ここに至るまでも皆様に様々なご意見をいただいております。区民の方も、事業者の方も、会長も自分がそういう立場になったらと、現実を突きつけられているところだと思っています。

今この場で私が区として独自の報酬を設けるというようなことは軽々しく申し上げることは難しい状況です。考え方として、報酬を上げれば介護報酬が上がり、介護保険料が上がる。保険料を上げるのか、国全体の税金の負担を上げるのかということになるためです。

ただ、一方で、練馬区が保険者として、練馬区の介護保険の持続可能性をどう捉えるかというところですので、区独自の取組や他自治体と協力して、後方支援や環境整備といった形であっても、機を逃すことなく進めていかなければならないと思っています。

新聞報道等でも、厚労省や介護保険部会で様々な議論が行われているとのこと。私自身、10 年前の第 6 期計画を作成する際にこちらの部署に異動いたしました。それから 10 年経ち、いよいよ国も人口減少社会を正面から捉えて議論しなければもう待ったなしだと思っているのではないかと感じています。国や自治体としての動きなど、多面的に考えていかなければならないタイミングなのだということが現在のところの私の認識だということをお答えさせていただきます。

【会長】

責任のある立場上、これ以上のご発言は難しいかと思しますので、検討していただきたいと思います。

【委員】

小学校5～6年生で今、教科化された英語学習と同じように「福祉」という科目が義務教育としてあっても良いのではないかと思います。その中でヤングケアラーのことや、高齢者の疑似体験、とろみのことなどを知ることができる機会があっても良いのではないかと思います。

あわせて、介護職員の夜間の長時間勤務や介護職員に対するハラスメントの実態など、まずは、介護の世界について様々なことを知ってほしいと思います。

【会長】

今ご発言されたことはいくつもの要素が関連づけられていると思います。担い手の保護に係るカスハラ議論でもあると思います。過大な要望に対してどのように対応するかなど、様々な形で防衛していくことは不可欠になると思います。

それとともに、福祉教育や小学生や中学生に対する学習の提供です。練馬区社会福祉協議会と東京都と複数の団体の協力のもと、高校で福祉教育を行いました、とても好評でした。様々な可能性を模索していくことが重要だと考えています。行政でも、どう応えるかご検討いただきたいと思います。

【委員】

1 ページ目の「初度調弁」※は行政用語で、一般の方には分かりにくいかもしれません。簡単な説明を加えたほうがよいと思います。

また、各区の様々な問題は共通していると思います。先ほど課長がおっしゃっていた、国と都と区の役割は分かりますが、人材育成というのは待ったなしなので、区長会に上げる、国への要望を行うだけでなく、既に様々取り組んでいるようですが、区独自でももう少し取組を進めたほうが良いのではないかと思います。

※ 初度調弁：新しい事業や施設を開始する際に、最初に必要となる物品や設備を整えるための支出

【会長】

希望ということでお聞きします。そして、あくまで私の個人的な意見ですが、もうそろそろ手の打ちどころがなくなってしまうため、新しく施策をやらざるを得ないところもあるのかもしれないという認識は持っております。

【委員】

この協議会や日常生活での高齢者の方のご家族からのお話で人材不足を痛感しています。財源の問題もあると思いますが、何かできることがないか区に取り組んでいただけたらと思います。

【会長】

行政だけに頼るのではなく、先ほどのアイデアのような提案も含めて、この協議会で何が可能かをご提

案いただくことが今後ますます重要になってくると考えています。行政も現行の制度の枠内で対応できることには限りがあるため、求めるのであれば、相応の支援や協力が必要となります。

例えば、高校生がボランティアとして老人ホームで活動を行うといった取組も考えられます。そのために一定の費用を捻出することも不可能ではないと思われます。したがって、こうした取組が実現可能かどうかについても、ぜひこの場でご意見をお寄せいただければ幸いです。

#### 【委員】

人材不足の一因の中に、介護人材に対する不安感があると思います。カスハラなどの悪いイメージが強いのので、資格を取ってもすぐに辞めてしまい、再就職もしてくれない。子供たちの高齢者に対する意識にも影響すると思います。利用者に対するサポートと比べて、カスハラ対策のような介護者に対するサポートがあまり議論されていないように思ったので、相談だけではなくて、手だてはないのでしょうか。

#### 【高齢施策担当部長】

カスハラ対策については、先日、東京都の取組で、カスハラのための相談窓口を立ち上げるということが始まりました。カスハラに対する認識が少し高まってきたタイミングだということと働く側の方の権利擁護といった視点もないがしろにされてきているのではないかと思います。

今後の議論の中で、会長もご発言されていましたが、家族の方も含めた広い意味でのケアラー支援、そして従事者、プロの方への支援というところも視点として持たなければならないと思います。現状では、社会福祉事業団にお願いしている相談窓口等の寄り添い型の支援をしていますが、寄り添いだけではなく、そのような視点が大切なのではないかとといったご意見ということで受け止めさせていただきます。

#### 【会長】

ヘルパーや職員であっても、その方の権利擁護の議論として、人権侵害にあたるようなケースについては、毅然とした対応を取ることが避けられないと考えています。これは福祉の心といった議論ではなく、その方を守らなくてはならないという強い認識に基づくものです。また、カスハラに関する相談窓口の設置についても、現在さまざまな検討が進められていると伺っています。こうした取組を進めていくことが不可欠だろうと考えています。

#### 【高齢社会対策課長】

<資料3 「光が丘医療福祉プラザの開設について」の説明>

<資料4 「地域団体等による高齢者の通いの場の充実について」の説明>

#### 【介護保険課長】

<資料5 「認定審査期間等の公表について」の説明>

<参考2 「すぐわかる介護保険」の説明>

#### 【会長】

ご質問、ご意見はありますか。

### 【委員】

利用者にとってサービス利用料が負担になっています。利用すれば家族の負担が軽減されるのに、家族全体の経済を担うのが介護されている方の年金になっている場合などもあります。生活に余裕のない年金生活者に対するサービス利用料の支援について考えていることはあるのでしょうか。

### 【介護保険課長】

生活が厳しい方が介護サービスを利用する上で、利用料が高額となったときの負担軽減の制度などがあります。参考2の「すぐわかる介護保険」の18ページに、利用者の方の負担割合の決め方が記載されています。3割、2割、1割の方というのが大原則となっています。また、20ページに、1つの負担軽減の例として、高額になったときの負担軽減の制度があります。その他に、21ページに、生活困難な方に対する利用者負担の軽減という制度が記載されています。

対象者の要件はパンフレットに記載のとおりですが、要件に該当される方については、負担を軽減する制度もあります。利用者の方の負担を軽減しながらご利用いただければと思います。

### 【会長】

客観的なデータを持ち合わせていませんが、仕組みがあることを知らない、それを活用していない、もしくは、事業者が仕組みについて知らないため紹介できないといった、様々な課題があると予想されます。ただ、利用料から保険料から全部、所得も区分で精算できていますが、全部が賄えるわけではないので、今後の検討になるかと思います。このような制度があり、いかに普及させていくのかが大事なことで私は認識しております。

### 【委員】

認定審査期間等について、練馬区においても国の統計とほぼ同じぐらいの30日以内に審査会を出しているとのことでしたが、そもそも要介護・要支援認定を受けなくてもいい方、いわゆる総合事業対象者だけでもサービスを受けられる方が多数いると思います。その方が受けなければ認定期間はもう少し短くなる、審査会をしなければその分予算も減るということが考えられると思いますが、どのような対策を考えているのでしょうか。

### 【介護保険課長】

認定審査期間については、国の平均が大体40日で、練馬区もほぼ同じ40日となっています。認定の申請手続については、参考2「すぐわかる介護保険」の10ページをお開きいただければと思います。こちらは、介護サービスを使うにあたって、地域包括支援センターへ相談することを入りに流れを掲載しています。例えば、介護サービスを利用したい方は、「生活全般に不安があり介護サービスを利用したい」からピンク色の矢印を進んで、「要介護・要支援認定を受ける」という流れになっています。

一方で、まだそこまでははっきりとしていないが、生活にやや不安があるという方は、43ページに掲載している「健康長寿チェックシート」で生活機能を確認することで、要介護・要支援の手続を経なくても、結果によっては、「サービス・活動事業」という形で、訪問サービス、通所サービスが利用できる制度となっています。そのような制度をより分かりやすくご案内できるように、令和6年度のパンフレット

と比べて7年度は改善しているところです。

このようなパンフレットなどを活用しながら、チェックシートの活用を今後さらに広げていきたいと考えています。

#### 【委員】

参考1の「介護保険状況報告（3月分）」の裏面の「4 介護予防・生活支援サービス（総合事業※）の利用者数」によると、単純に2,000名の方が要支援認定を受けなくてもサービスを受けられるという数字が出ています。新たに要介護・要支援認定を申請する方は良いと思いますが、更新の方に対しての周知について検討をお願いしたいと思います。

#### 【会長】

要望として捉えていただければと思います。

#### 【委員】

介護保険認定の結果通知を受け取ることができるのはどのような方になるのですか。

例えば、ひとり暮らしで寝たきりの方の場合、何かあったときに本人が受け取るのは難しいと思います。そのような場合に受け取る方法はあるのでしょうか。

#### 【介護保険課長】

原則としては、参考2「すぐわかる介護保険」の4ページに手続の流れとして、65歳以上の方がまずサービス利用できる方、また、それ以外に第2号被保険者の中でもサービス利用できる方として記載しています。

その結果の通知については11ページに「要介護・要支援認定の流れ」として、認定結果を原則30日以内に通知すること、こちらの結果を郵送でお送りしているという原則の流れを記載しています。

さらに詳細な認定の流れについては、12ページの認定調査を受けるときの内容や主治医の意見書を併せまして、13ページに記載のとおり認定審査を行うという形でご案内をしています。

#### 【会長】

ひとり暮らしで寝たきりの方の場合には、その方の代弁者が対応することがあります。また、これまで介護保険を利用されていた場合には、ケアマネジャーが更新手続きなどを支援します。さらに、サービス利用の支援は地域包括支援センターが担っており、直接的な支援が難しい場合でも、人を介して適切な支援につなげる体制が整えられています。このように、支援の流れに乗せていくことが重要であるとご理解いただければと思います。

ただし、課題としては、そのような状況にある方が発見されないケースがあることです。そのため、民生委員をはじめとする地域の方々からの情報提供をもとに、専門職が訪問するなどして、必要な支援につなげていく取組が行われていることをご理解いただければ幸いです。

### 3 閉 会

#### 【会長】

高齢施策担当部長より挨拶をお願いします。

#### 【高齢施策担当部長】

改めまして、本日はお忙しいところお時間を割いていただきまして、ありがとうございました。

最初に自己紹介等を簡単に終わらせて、最後に10年前にもお世話になったということをご案内申し上げようかと思っておりましたが、皆様に活発なご議論・ご意見をいただく中で、行政としての覚悟をお話する流れで、私自身のことにも少し触れさせていただきました。

今回の第10期計画においては、期が変わることで大きく制度が変わるわけではありませんが、例えば第6期計画で「総合事業」という言葉が初めて登場した際には、要支援1・2の方が介護保険の対象から外れるのではないかという社会的な懸念が生じたこともありました。

このように、計画期間中に法律が改正されることが、大きな影響を及ぼす要素となります。区独自の施策や保険者としてやるべきことはやらなければいけないところですが、介護保険全体の制度は法律に基づくことから、法の動きなども注視しながら、そして、その上で地域の皆様とともにできること、会長も常々おっしゃっているかと思いますが、皆様とも、この地域が総力を挙げてこれからも議論を進めてまいりたいと思っています。引き続きよろしくお願いいたします。

#### 【会長】

これをもちまして、第3回練馬区介護保険運営協議会を閉会します。